

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県庁及び阿蘇地域振興局並びに産山村役場及び一の宮町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 171 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更の許可をしたので、同条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 16 年 3 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成 11 年熊本県告示第 168 号熊本都市計画公園事業第 5・5・4 号 石神山公園
- 3 事業施行期間 平成 11 年 3 月 12 日から平成 19 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

熊本県告示第 172 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 59 条第 1 項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 16 年 3 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 菊池市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 菊池都市計画公園事業
5・5・1 号 菊池公園
- 3 事業施行期間 平成 16 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地 収用の部分 菊池市大字隈府字城山地内の一部
菊池市大字隈府字城谷地内の一部
使用の部分 なし

熊本県告示第 173 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成 16 年 3 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県 代表者 熊本県知事 潮谷 義子
- 2 しゅん功認可年月日
平成 16 年 2 月 26 日
熊本県指令港第 18 号
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
宇土郡三角町大字三角浦字本嶋 1160 番 13、1160 番 17 及び 1160 番 18、字首入 1160 番 29 及び 1160 番 30 並びに字首入 1160 番 31 及び 1160 番 32 に隣接する無番地地先公有水面
 - (2) 区域
次の①の地点と⑤の地点を結ぶ平成 5 年 5 月 21 日付け熊本県指令港第 3 号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L + 3.16 m）、⑤の地点、⑥の地点、⑦の地点及び④の地点を順次に結んだ線及び①の地点と④の地点を結ぶ平成 5 年秋分の満潮位（D.L+3.50 m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。
①の地点 寺島三等三角点（北緯 32 度 36 分 11 秒、東経 130 度 28 分 44 秒）から 288 度 12 分 10 秒 976.40 メートルの地点
⑤の地点 ①の地点から 150 度 33 分 52 秒 79.60 メートルの地点
⑥の地点 ⑤の地点から 259 度 44 分 09 秒 28.23 メートルの地点
⑦の地点 ⑥の地点から 248 度 57 分 45 秒 220.00 メートルの地点
④の地点 ⑦の地点から 338 度 57 分 45 秒 45.40 メートルの地点
 - (3) 面積
14,515.74 平方メートル
- 4 埋立地の用途
緑地
- 5 埋立免許年月日及び番号
平成 6 年 12 月 9 日
熊本県指令港第 8 号
- 6 公有水面埋立法第 22 条第 3 項の市町村
三角町